審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の１３第１項
処 分 の 概 要：年少射撃資格の認定
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○　銃砲刀剣類所持等取締法 第５条第１項第２号～第１８号（許可の基準） 第９条の１３第１項、同第９条の１４第１項 （年少射撃資格の認定のための講習会） ○　銃砲刀剣類所持等取締法施行令 第３５条 （年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等） ○　銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第１条（届出及び申請の手続） 第７５条（年少射撃資格認定申請書） 第７６条（年少射撃資格認定申請書の添付書類等） ○　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審　査　基　準： 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：３０日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課
問　合　せ　先：同　　上
備　　考：

別紙

審査基準

１　法第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

２　法第５条第１項第１７号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げるものをいう。

注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。

３　法第５条第１項第１８号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

４　法第９条の１３第１項の「猟銃等射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持しようとする者」とは、監督を行おうとする猟銃等射撃指導員が確定していることを要する。